◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２１８号(H25. 10. 11)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝１０件（１０月４日～１０月１０日分）
（１）乗合バスが消防車と衝突した事故
（２）乗合バスの車内事故１
（３）乗合バスの車内事故２
（４）乗合バスの車内事故３
（５）乗合バスの車内事故４
（６）タクシーが歩行者を撥ねた事故
（７）タクシーが逆走し乗用車に衝突した事故
（８）タクシーが歩行者を撥ねた事故
（９）トラックと軽自動車が衝突した事故
(10) トラックがトラック等に追突した多重衝突事故
２．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
３．事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について
４．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
５．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
６．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
７．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
８．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
９．平成２５年度事故防止対策支援推進事業を実施します！

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１．重大事故等情報＝１０件】（１０月４日～１０月１０日分）

（１）乗合バスが消防車と衝突した事故

１０月３日（木）午後０時１０分頃、東京都において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客３名を乗せて運行中、対向右折してきた消防車と衝突した。
この事故により、当該乗合バスの乗客１名が重傷、運転者が軽傷を負った。
事故当時、当該乗合バスが交差点を直進しようとしたところ、対向消防車が右折してきたため、急ブレーキを踏み回避しようとしたが、右フロント部同士が

衝突した模様。

（２）乗合バスの車内事故１
１０月３日（木）午後２時５分頃、広島県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客６名を乗せて運行中、乗客１名（男性、８８歳）が通路に転倒した。
この事故により、当該乗客が腰椎圧迫骨折により重傷を負った。
事故当時、当該乗合バスに乗り間違えて乗車した乗客を、停留所の先で降車させ発車したところ、車内で席を移動しようとした当該乗客が、発車の反動で通路に転倒した模様。

（３）乗合バスの車内事故２
１０月８日（火）午前１０時５０分頃、兵庫県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客１名を乗せて運行中、当該乗客（男性、８７歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が右大腿骨骨折の重傷を負った。
事故当時、着座していた当該乗客が、信号待ちで停車中に反対側の座席に置いた手荷物を取るため立ち上がり、元の席に戻ろうとした際、当該バスが発車したためバランスを崩し転倒した模様。

（４）乗合バスの車内事故３
１０月９日（水）午前９時３０分頃、福岡県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客７名を乗せて運行中、バス停で降車扱い中に乗客１名が乗降扉と車体に挟み込まれた。
この事故により、当該乗客は右上腕骨骨頭骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗合バスの運転者は、降車客の動向を最後まで確認せず前部乗降扉を閉じたため、当該乗客の肩に扉が接触し、車体とドアに挟み込まれた模様。

（５）乗合バスの車内事故４
１０月１０日（木）午前８時３０分頃、長野県において、同県に営業所を置く乗合バスが運行中、バス停から乗車した乗客（女性、７８歳）が車内で転倒した。
この事故により、当該乗客が股関節骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客が完全に着席する前に発車したため転倒した模様。
なお、当該乗合バスの運転者は、発車前の目視確認及び車内アナウンスを実施しないまま発車した模様。

（６）タクシーが歩行者を撥ねた事故
１０月５日（土）午後７時３０分頃、神奈川県において、同県に営業所を置くタクシーが空車にて走行中、歩行者を撥ねた。
この事故により、当該歩行者が死亡した。

事故当時、当該歩行者が横断歩道のない道路を当該タクシーから見て右側から横断して来たためブレーキを踏み回避したが間に合わず、当該歩行者を撥ねた模様。

（７）タクシーが逆走し乗用車に衝突した事故
１０月６日（日）午後０時４０分頃、大阪府において、府内にある個人タクシーが空車で走行中、道路を逆走し、信号待ちで停車していた乗用車など４台に衝突した。
この事故により、当該タクシーの運転者を含む８名が負傷した。
事故当時、当該タクシーの運転者は、意識がもうろうとし、道路を逆走して信号待ちで停車していた乗用車に衝突し、そのまま走行を続け、約５００メートル先の交差点でも信号無視をして反対車線を逆走し、信号待ちしていた軽乗用車と正面衝突した。そのはずみで当該軽自動車が後続の車にぶつかるなど４台が衝突した模様。

（８）タクシーが歩行者を撥ねた事故
１０月７日（月）午後１１時頃、宮崎県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、道路を横断中の歩行者を撥ねた。
この事故により、当該歩行者が死亡した。

（９）トラックと軽自動車が衝突した事故
１０月４日（金）午前０時頃、福岡県において、鹿児島県に営業所を置くトラックが走行中、対向車の軽自動車と正面衝突し、当該トラックは横転した。
この事故により、当該軽自動車の乗員２名が死亡、当該トラックの運転者が負傷した。
事故現場は、片側１車線の直線道路で、事故当時、当該トラックが何らかの原因で対向車線にはみ出し、正面衝突した模様。

（10）トラックがトラック等に追突した多重衝突事故
１０月４日（金）午後０時１０分頃、東京都において、大阪府に営業所を置く大型トラックが走行中、渋滞にて停車していたトラック①に追突し、そのはずみで、さらに前の乗用車、トラック②、軽貨物自動車、トレーラに追突する多重事故となった。
この事故により、乗用車の運転者及び同乗者の２名が死亡、トラック①の運転者が意識不明の重体、追突した大型トラックの運転者が軽傷を負った。

◇◇◇

月公表）を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を定めた通達が改正されました。
これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施を図ってまいります。
また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。
新監査方針は１０月１日から施行、新処分基準は１１月１日から施行されます。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

４．平成１９年６月に国土交通省が策定した「『睡眠時無呼吸症候群』に注意しましょう！」等を活用し、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）の早期発見・治療の重要性について理解を深めるとともに、スクリーニング検査の受診及び適切な治療の促進を図ること。

５．その他、関係法令を遵守するなど、安全管理の徹底を図ること。

◇◇◇

のでお知らせ致します。
（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成２５年５月１日より、保有車両数が５両未満の営業所でも、原則、運行管理者の選任が必要となります。
（ただし、経過措置として、この省令の公布の際、現に５両割れ事業者であった者については、平成２６年４月３０日までに運行管理者の選任を行う必要があります。）

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

◇◇◇

・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆